

平成30年度第10回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成31年1月22日

場所 十和田市役所議会会議室

平成30年度第10回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成31年1月22日(火) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 平成31年1月22日(火) 午後2時38分

4. 出席農業委員(16名)

1番	野月弘行君	2番	小田正喜君
3番	外山康仁君	4番	小笠原和男君
5番	箕輪展忠君	6番	竹浦寿広君
7番	野崎さち子君	8番	中野渡稔君
9番	北上稔君	10番	國分弘志君
11番	甲田稔君	12番	豊川洋人君
14番	新屋敷より子君	16番	中野均君
18番	山崎誠一君	19番	力石堅太郎君

5. 欠席農業委員(3名)

13番	小川正孝君	15番	杉山秀明君
17番	米田一典君		

6. 出席農地利用最適化推進委員(9名)

旧十和田町	中屋敷鉄男君	三本木	山端敏行君
四和	根岸始君	切田	若沢弘幸君
切田	中川原彰造君	大深内	工藤武彦君
大深内	立崎和寿君	藤坂	松田賢志君
六日町	竹ヶ原竹夫君		

7. 欠席農地利用最適化推進委員（5名）

叶和瀨	白山雄治郎君	三本木	関川明君
深持	下久保トキ子君	伝法寺	小笠原秋彦君
東部	山端至誠君		

8. 会議に付した案件

報告第55号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第56号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第57号	農地等の現況について（裁判所）
報告第58号	農用地利用配分計画の認可について
議案第54号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第55号	公売買受適格者の証明について
議案第56号	贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について
議案第57号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第58号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第59号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更承認に係る意見について
議案第60号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第61号	農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

9. 議事録署名委員

1番	野月弘行君	3番	外山康仁君
----	-------	----	-------

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	市澤新吾	事務局次長	高橋克彦
事務局農地係長	越田守	事務局振興係長	根岸優一
事務局主任主査	山崎和也	事務局主任主査	中野渡礼央
事務局主任主査	椛木信人	事務局主任主査	吉田武範

11. 書 記

事務局主任主査 山崎和也

議長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、13番 小川 正孝 委員、15番 杉山 秀明 委員、17番 米田 一典 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成31年1月10日に告示招集いたしました、平成30年度第10回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。1番 野月 弘行 委員、3番 外山 康仁 委員を指名いたします。

議長（力石堅太郎君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に報告第55号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）1ページをお願いします。報告第55号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから5ページになります。2ページをお願いいたします。今回は全体で19件で、農地法等に係るものは15件、農地中間管理事業に係るものは4件、すべて合意解約によるものです。91番は29ページ27番で基盤法による申請があります。92番は18ページ111番で3条申請があります。93番は貸借予定です。94番は41ページ136番で中間管理事業による申請があります。3ページです。95番は41ページ137番で中間管理事業による申請があります。96番と99番は貸借予定です。97番は19ページ114番で3条申請が

あります。98番は21ページ115番で3条申請があります。4ページです。100番は42ページ139番と140番で中間管理事業による申請があります。101番は69ページ64番で5条申請があります。102番は25ページ12番の公売に係るものです。103番は38ページ125番で中間管理事業による申請があります。104番は貸借予定です。5ページです。農地中間管理事業による合意解約分です。11番は売買予定です。12番は18ページ110番で3条申請があります。13番は隣接の農地と一体となっている部分を解約し、その耕作人と貸借するため合意解約するものです。14番は30ページ29番で基盤法による申請があります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第55号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第56号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）6ページをお願いします。報告第56号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。7ページから9ページになります。今回は12件で、すべて相続による取得です。あっせん等の希望はありません。7ページです。92番は一部の現況が宅地、その他は農地として管理するものです。93番は一部が貸借中、その他は自ら耕作するものです。94番と96番は農地として管理するものです。95番は17ページ105番で3条申請があります。8ページです。97番は一部を自ら耕作、その他は農地として管理するものです。98番は貸借中です。9ページです。99番は一部を自ら耕作、その他は農地として管理するものです。100番は一部が貸借中、その他は農地として管理するものです。101番と103番は農地として管理するものです。102番は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第56号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第57号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 10 ページをお願いいたします。報告第 57 号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11 ページです。今回の照会件数は1件1筆ですが、12月総会に間に合わない時期に照会があったことから、現地調査は平成30年12月13日に実施し、裁判所への回答は同日に行っております。5番は旧上切田小学校校庭側南西の丁字路から西へ道なりに約1.9キロメートル進んだ地点の道路の南側です。照会のあった土地は農地として適切に管理されていることから、農地と回答しました。なお、基盤法による賃借権が設定されており、期間は平成26年8月25日から平成41年8月24日までとなっております。以上です。

議 長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。よって報告第57号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君） 次に報告第58号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 12 ページをお願いします。報告第 58 号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の報告案件は、11月16日開催の平成30年度第8回総会議案第45号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、12月26日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は、すべて農地中間管理機構である、公益社団法人あおもり農林業支援センターです。13 ページをお願いいたします。賃借権は13ページ229番から14ページ233番で、5件26筆44, 186.71平方メートルです。貸借期間は、5年が231番と232番の2件、このほかの3件は10年です。15 ページをお願いいたします。使用貸借による権利は26番から29番で、4件12筆25, 056平方メートルで、貸借期間は、5年が26番の1件、このほかの3件は10年です。以上です。

議 長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。よって報告第58号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は北上班長、小笠原委員、新屋敷委員の3名です。1月10日に現地調査及び市役所新館3階会議室での聴取調査を行っております。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時11分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時11分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第54号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）16ページをお願いします。議案第54号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いいたします。

報告委員（北上稔君）それでは第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計38件で、このうち所有権移転が15件、賃借権設定が23件、使用貸借による権利の設定はありません。まず所有権移転ですが、申請番号100番から18ページの110番までは、相手方要望による売買です。申請番号111番から114番までは贈与で、このうち111番と112番は親から子への贈与で、113番と114番は知人同士で贈与しあうものです。このうち108番から110番までは新規就農です。108番の譲受人は法人として農地を取得して新規就農します。109番は売買により農地を取得するとともに、23ページの申請番号131番で賃借によって農地を借り受けることにより、5,000平方メートルの下限面積要件を満たします。110番は農産物販売の会社を営みながら、個人として新規就農を行います。これら新規就農を志す法人と個人2名について営農計画書をもとに聴取調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。次に賃借権の設定についてですが、20ページの申請番号109番から23ページの130番までは労力不足により賃貸借を行います。131番は所有権移転にも出てきましたが、相手方要望により賃借します。なお、所有権移転の100番から114番まで、賃借権設定の109番から131番までの、農地法第3条第

2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第54号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時17分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第55号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）24ページをお願いします。議案第55号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件です。25ページをお願いいたします。申請番号12番の農地は、一部が4ページ103番で合意解約したもので、稲生川土地改良区の公売にかかるものです。公売の公告は平成30年12月26日、入札日時は平成31年2月

27日午前10時から午前10時20分まで、開札日時は平成31年2月27日午前10時30分、売却決定日時は平成31年3月6日午前11時、代金納付期限は平成31年3月6日午前11時30分です。願出人は経営拡張のため買受けを希望するものです。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第55号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第56号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）26ページをお願いします。議案第56号、贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明、農業経営について。別紙の農地等の受贈者について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることを証明することの承認を求める件でございます。27ページをお願いします。この件につきましては、農地の生前一括贈与を受けた方の税の徴収猶予について、3年毎に税務署等の照会に対し届け出る適格者の証明でございます。今回の証明者は10名です。このうち贈与税のみは2名、不動産取得税のみ2名、両方の猶予を受けている方は6名です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第56号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第57号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）28ページをお願いします。議案第57号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。14番 新屋敷 より子 委員、お願いいたします。

報告委員（新屋敷より子君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。1月10日午後、北上班長、小笠原委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の8件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。今回の申請はすべて相手方要望又は労力不足のため農地を売買するもので、これらの農地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。今回申請のあった所有権移転の8件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を1月10日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）新屋敷委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第57号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第58号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）31ページをお願いします。議案第58号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。32ページをお願いいたします。利用権の設定を受ける者は、すべて農地中間管理機構である、公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は32ページ102番から43ページ141番で、40件128筆287,091平方メートルです。利用権設定期間は、3年が125番の1件、5年が105番、107番、108番、110番から114番、116番、117番、134番の11件、その他の28件は10年になります。136番は2ページ94番で合意解約したものです。139番と140番は4ページ100番で合意解約したものです。賃借権での協力金の対象は、耕作者集積協力金が13件、経営転換協力金は6件です。44ページをお願いいたします。使用貸借による権利は、44ページ26番から64ページ95番で、70件277筆637,296.33平方メートルです。利用権設定期間は、2年が82番の1件、5年が33番から47番、58番、59番、66番、75番、76番、83番、87番、91番、93番の24件、その他の45件は10年になります。使用貸借の協力金の対象は、耕作者集積協力金が34件、経営転換協力金は8件です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第58号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第59号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 65 ページをお願いします。議案第59号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。66 ページをお願いいたします。この件は平成9年2月20日付指令第518号で許可されたものについて、事業計画変更承認申請が提出されました。変更理由は、当初の計画は茶室を建築し、茶道教室を開く予定でしたが、建築しないまま現在に至り、この間申請者夫婦も高齢となったことから、老後に備え住宅を建築するものです。ただ、この住宅は平成29年に建築済みであり、始末書付きでの申請となっております。なお、事業計画と事業者が変更となることから、議案第60号で改めて転用申請がなされております。67 ページをお願いいたします。この件は平成2年12月18日付指令第4934号で許可されたものについて、事業計画変更承認申請が提出されました。変更理由は、転用事業者は自己資金により自己住宅を建築する計画であったが、自身が経営する会社の経営状態の悪化により事業に着手しないまま現在に至っています。継承者は、実家近くに自己住宅建築のための用地を探していたところ、申請地が住宅用地として適地と判断したため申請に至ったものです。なお、事業者が変更となることから、議案第60号で改めて転用申請がなされております。以上です。

議 長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第59号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君） 次に議案第60号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 68 ページをお願いします。議案第60号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。4番 小笠原 和男 委員、お願いします。

報告委員（小笠原和男君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用申請は、今月は5件です。申請番号64番の転用事由はスポーツ施設の建築です。申請地においてフィットネスクラブと飲食及び物販施設を整備する計画となっています。65番と66番の転用事由はともに自己住宅の建築です。先ほどの議案で説明があったとおり、以前転用許可を取っていた土地において、事業者を変更して住宅を建築するものですが、65番については既に建築済みであることから始末書付きでの申請となります。67番は従業員用の駐車場と会社の重車両置場を整備するもので、こちらも許可を得ずに既に整備済みであることから始末書が添付されています。68番は重車両置場の増設です。既存の重車両置場が手狭であることから隣接地を借り受けて拡張する計画で、昨年10月に農振除外手続きが完了済みです。次に農地区分についてですが、申請番号64番と65番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。66番と67番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。68番は第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議長（力石堅太郎君）小笠原委員、ご苦労様です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第60号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第61号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）70ページをお願いいたします。議案第61号、農業振興地域整

備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件でございます。71ページをお願いします。今回は除外が1件です。1番の場所は市役所から北西に直線距離で約21キロメートルの七戸町営石倉山放牧場の一部です。放牧場北側に面する国道394号から進入し約500メートルの部分で、東、南、西の三方は国有林です。申出者は電気事業者であり、風力発電事業に供するため除外するもので、計画変更は適当と判断されます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第61号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第10回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時38分 —————